

レールサイドタウン売却要綱

(目的)

第1条 本要綱は夕張への定住を促進し、本市の活性化を図ることを目的とする。

(土地の分譲)

第2条 市民等の持ち家や移住の推進又は生活の向上のため、次の第1号から第4号までのいずれかに該当し、かつ第5号及び第6号のいずれかに該当する者に対して土地分譲(以下「分譲」という。)を行う。

- (1) 市内に住所を有し、今後も本市に定住する者。
- (2) 今後本市に住所を移し、定住しようとする者。
- (3) 建売住宅の建設を希望する建設業者。
- (4) 集合住宅を建設する者。
- (5) 税の滞納をしていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4に規定するもの。
 - イ 地方自治法第238条の3の規定に該当するもの。
 - ウ 暴力団等及び警察当局から排除要請があるもの。

2 前項の規定により分譲を受けた者は、契約締結の日から3年以内に分譲地内に住宅を新築し、居住しなければならない。ただし、住宅の新築に供する土地又は住宅が建築された土地と併せて利用される分譲地についてはこの限りではない。

(分譲地価格等)

第3条 分譲地の譲渡価格は、経済情勢、分譲地の形状及び本事業目的等を勘案して、市長が別に定めるものとする。

(分譲の申込方法)

第4条 分譲を希望する者は、レールサイドタウン購入申込書(様式第1号)に住民票謄本(家族全員)及び前年分の所得を証明する書類並びに納税証明書を添えて申し込むものとする。

(分譲の決定)

第5条 市長は、前条に定めるレールサイドタウン購入申込書を受理したときは、申込書類を審査のうえ、譲受人となることの適否を決定するものとする。ただし、同一区画について2名以上の者から同申込書を受理した場合であって、このうち分譲対象者が2名以上いる場合は、抽選により譲受人を決定する。

(分譲決定の通知)

第6条 市長は、前条に基づき譲受人を決定したときは分譲決定通知書(様式第2号)により、又、書類審査の結果分譲できないときは分譲できない旨の通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 譲受人は、前条の分譲決定通知書により指定された期日までに、収入印紙を添えて、別に定める公有財産売買契約書により売買契約を締結するものとする。

2 市長は、譲受人が正当な理由なく期日までに契約を締結しないときは、第5条の規定による決定を取り消すことができるものとする。

(代金の支払方法)

第8条 前条の分譲地売買契約者(以下「契約者」という。)は、契約締結の日から60日以内に土地代金を夕張市が発行する納入通知書により納付するものとする。

(所有権移転登記)

第9条 分譲地の所有権移転登記は、土地代金の納入確認後、速やかに夕張市において嘱託登記するものとする。

2 登録免許税及び登記に必要な費用については、譲受人において負担するものとする。

(土地の引渡し)

第10条 分譲地の引渡しは、所有権移転登記の完了日とする。

(買戻特約)

第11条 住宅を新築し、居住する条件がある分譲地については、売買契約締結の日から10年間の買戻特約を設定し、譲受人が売買契約条項に違反していると認められる場合は、夕張市は契約を解除し、宅地を買戻すことができるものとする。ただし、返還する土地代金には返還までの利息は付さないものとする。

(違約金)

第12条 前条の規定により契約を解除した場合、若しくは第7条第1項による契約後、譲受人の自己の都合により契約を解除した場合は、夕張市は譲受人から違約金として分譲代金の100分の3に相当する額を徴するものとする。

(損害賠償)

第13条 前条の規定により契約を解除し、又は分譲地を買い戻す場合において、損害が生じたときは、市長は譲受人に対して損害賠償を請求することができる。

(協力条項)

第14条 電力供給者等から支線柱及び支線等を用地内並びに家屋等に設置したい旨の申入れがあった場合、譲受人はこれに協力するものとする。

2 譲受人は、所有地の美化及び分譲地内の環境保全に心がけるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、分譲地の譲渡に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

平成25年7月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成25年10月29日から施行する。